

Q1

児童虐待であるかどうか疑わしい情報を得た場合、どのように対応するべきでしょうか。

A1

児童虐待の確証がなくても、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所（以下、「市町村（虐待対応担当課）等」とする）へ通告します。通告の判断に迷った場合、市町村（虐待対応担当課）に連絡します。

重要

なぜ、確証がなくても市町村（虐待対応担当課）等へ通告するのですか。

虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも、一般の人の目から見れば主観的に虐待が疑われる場合は通告義務が生じるからです。

また、以下の点についても留意します。

- ・虐待の有無を判断するのは、権限と専門性を有する市町村（虐待対応担当課）や児童相談所である。
- ・保護者との関係よりも子供の安全を優先すること。
- ・「どこからが虐待か」、「保護者との関係がこじれる」等の迷いやためらい等を懸念しすぎること、子供の安全確保がおろそかになり、重大な事態に至ってしまった事例があることに十分留意する。
- ・通告を受けた市町村（虐待対応担当課）や児童相談所は、「通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない」と定められている。^{※1}
- ・一方、学校から通告した場合、通告をした機関が特定される可能性が高いため、通告機関である学校から先に通告の事実を保護者に告知するかしないかを協議・確認するなど通告先（市町村等）との間での協議が重要となる（Q8参照）。
- ・通告の判断に迷った場合、市町村（虐待対応担当課）に連絡する。

【参照資料】

- ・児童虐待の防止等に関する法律 第6条
- ・児童虐待の防止等に関する法律 第7条
- ・「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂版、文部科学省）p.21
- ・「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について」（平成24年3月29日、文部科学副大臣通知）
- ・「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について（通知）」（平成31年3月28日、内閣府・文部科学省・厚生労働省）

Q2

児童虐待の疑いがある情報を得て、その情報や対応を記録する際、どのような点に留意するとよいですか。

A2

事実に基づき、正確に記録するよう留意しましょう。

【記録する際のポイント】

ア	根拠の記録	虐待を疑ったときから時系列で（事実の発見や発生を日時順に）記録
イ	子供の訴えの記録	本人から訴えがあった場合には、語られた言葉のとおり記録し、その際の表情や態度も記録
ウ	情報の記録	直接確認できた情報と伝聞情報を明確に区別して記録／事実と推測を区別して記録
エ	保護者の話の記録	保護者との電話や面談の日時、内容、様子を経過に沿って具体的に記録
オ	傷やあざ等の記録	傷の状況（大きさや位置、あざの色など）を、スケッチ・メモ・写真 [※] 等で詳細に記録

※ 記録として写真を撮る場合は、児童生徒の心情等に十分配慮して行います。また、記録は校内で適切に保管しておくことが重要です。

重要

なぜ、正確な記録が必要とされるのですか。

市町村（虐待対応担当課）等における虐待のリスク判断や要保護児童対策地域協議会で対応を検討する際の貴重な情報となるからです。

児童虐待の対応は、様々な立場と役割をもった人々が力を合わせて対応することから、関係機関で円滑に情報を共有するための「記録」が大切です。

※ なお、虐待に係る記録をはじめ、虐待に関する個人情報、児童生徒本人の利益となるものであることから、各地方公共団体が定める個人情報保護条例に基づき、本人や保護者の同意を得ずに他の学校に提供できるものと解されます（Q14を参照）。

【参照資料】

- ・「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂版、文部科学省）p.16,17
- ・「養護教諭のための児童虐待対応の手引」（平成19年10月、文部科学省）p.26

Q3

性的虐待の疑いがある情報を得た場合、どのように対応すべきでしょうか。

A3

学校として積極的な情報の収集や確認を行うより前に、早急に児童相談所へ通告することが重要です。

重要

なぜ、早急に児童相談所へ通告しなければならないのですか。

性的虐待は他の虐待と比べてより問題が複雑であり、事実確認が難しく専門的な対応が必要であるからです。

性的虐待の場合、子供が耐え切れずに誰かに訴えたとしても、その話を聞いて別の人間が改めて聞き取ろうとすると事実関係を否定する、ということもしばしばあります。性的虐待について聞き取りを行う際には、細やかな配慮と迅速な対応が求められます。

また、打ち明けられた話の内容に驚いて過剰な反応をしすぎないことが重要です。子供は、自らの告白の重大さに驚き、虐待について語ろうとしなくなってしまうことがあります。

【参照資料】

- ・「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂版，文部科学省）p.26
- ・「養護教諭のための児童虐待対応の手引」（平成19年10月，文部科学省）p.25
- ・文部科学省 HP 研修教材「児童虐待防止と学校」ノート版（指導者、自学・自習用）「第7章 虐待を聴く技術 コミュニケーションの技術」p.7
- ・「学校の先生方へ 性的虐待かも？・・・と思ったら」（平成31年3月，埼玉県中央児童相談所）

Q4

児童虐待の疑いがある情報を得た場合、どの機関に連絡すればよいですか。

A4

- (1) まず、当該児童生徒が居住する市町村（虐待対応担当課）、緊急の場合や重篤と思われる場合には所管の児童相談所へ連絡します。通告先の判断に迷う場合、まず、市町村（虐待対応担当課）に相談します。
- (2) 次に、当該児童生徒が居住する市町村教育委員会へ連絡します。
- (3) 場合によっては、警察へ連絡します。

重要

連絡先を選択するポイントは何ですか。

事案に応じて、複数の関係機関から連絡先を選択し、適切に対応することが重要です。

【重篤と思われる場合】…児童相談所へ通告します。

- ① 明らかな外傷があり、身体的虐待が疑われる場合
- ② 生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合
- ③ 性的虐待が疑われる場合
- ④ 子供が帰りたくないと言った場合（子供自身が保護を求めている場合）

【それ以外、判断に迷う場合】…市町村（虐待担当対応課）に通告、相談します。

【通告後】…通告したことや通告内容、通告先からの連絡事項等を、必ず設置者である教育委員会に連絡します（※県立学校は、下記通知に基づき人権教育課宛報告）。

【子供の生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合】…警察にも通報します。

【その他】…事案に応じ、設置者である教育委員会と相談してスクールソーシャルワーカーや各福祉部局等にも連絡して、連携をとります。

【参照資料】

- ・「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂版，文部科学省）p.9,22-24
- ・「児童虐待に係る通告・通報の報告について（通知）」（令和2年4月13日付け教人第6号）※県立学校

Q5

児童虐待の疑いがある情報を得て、市町村（虐待対応担当課）等に連絡をする際、手持ちの情報としてどのような情報を準備しておくといいですか。

A5

- 以下の項目について整理した情報を手元に準備し、連絡することが大切です。
- ・ 子供・保護者の氏名、年齢等
 - ・ 状況（誰から、いつから、頻度、どのような）、本人の説明（あれば）
 - ・ 出席状況（当日の出欠、その月の欠席数、遅刻・早退の状況等）
 - ・ 日常的な学校での様子（友人関係、休み時間の様子、身だしなみ、提出物・忘れ物の状況、その他不自然な点等）
 - ・ 家庭の状況（家族関係、兄弟姉妹や同居する家族についての情報）
 - ・ 特記事項（障害の有無（種類・程度・診断名等）、転校歴、これまでの支援状況等）

重要

なぜ、手持ちの情報を整理しておくことが必要なのですか。

学校で把握した情報を整理しておくことで、市町村（虐待対応担当課）等の関係機関との円滑な連携の基盤となります。日頃からの情報共有や共通理解が重要です。また、学校から児童相談所に連絡した場合には、上記の項目について情報提供を求められ、判断材料となります。連絡の際に、焦ったり誤った情報を伝えたりすることのないよう、あらかじめ収集した情報及び記録を適切に整理し、手持ちの情報として準備しておくことが重要です。

【参照資料】
 ・ 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂版，文部科学省）p.22,23
 ・ 「養護教諭のための児童虐待対応の手引」（平成19年10月，文部科学省）p.26

Q6

児童虐待の疑いがある情報を得て、市町村（虐待対応担当課）等に連絡をする際、どのような点に留意するとよいでしょうか。

A6

- 事案に応じ、今後想定される対応に関して、市町村（虐待対応担当課）等と相談・協議することが大切です。
- 【相談・協議が想定される事項の例】
- ・ 当面の当該児童生徒への対応（性的虐待を訴えた児童生徒の対応の留意点、児童相談所等の職員が来校して当該児童生徒と面談することになった際の対応等）
 - ・ 保護者への対応（特に保護者への通告の事実の告知等）

重要

なぜ、相談・協議が必要なのですか。

市町村や児童相談所への連絡時点から関係機関との連携が始まり、共通理解のもとに、当該児童生徒や保護者へ対応することが重要になるからです。

なお、相談・協議の際は以下のルール等に留意します。

【市町村（虐待対応担当課）等と相談・協議する際の留意点】（※下記の参照資料を確認）

- ・ 教職員、教育委員会等は、通告したことや児童相談所や市町村との連絡内容等を、その保護者に対してであれ漏らしてはいけません。^{※2}
- ・ 通告を受けた児童相談所や市町村の職員は、通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとしていることから、学校や教職員が通告者であることは、基本的に保護者に知られないことになっている。^{※1・※4}
- ・ 緊急性が高い場合（Q4参照）には速やかに児童相談所等に連絡する。（一時保護を要するような重大事案については、子供が在籍している時間帯での対応が重要となる。）
- ・ 子供を一時保護した場合、児童相談所から保護者に対し、一時保護している旨の連絡を入れる。^{※3}
- ・ 通告機関である学校から先に通告の事実を保護者に告知するかしないかを協議・確認するなど、保護者に対する対応方法について、事前に綿密な協議を行う。^{※2・※3}

【参照資料】
 ・ ※1 児童虐待の防止等に関する法律 第7条
 ・ ※2 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂版，文部科学省）p.35
 ・ ※3 「子ども虐待対応の手引き」（平成25年8月改訂版，厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課） p.43,235
 ・ ※4 「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月28日，内閣府・文部科学省・厚生労働省）：1（1）

Q7

市町村(虐待対応担当課)等へ通告した後、学校はどのように対応するべきでしょうか。

A7

児童生徒の安全を最優先としながら、市町村・児童相談所等と連携して、当該児童生徒への対応を検討することが必要です。

なぜ、通告後も関係機関との連携や対応の検討が必要なのですか。

児童虐待対応の目標は「保護者と子供の関係」を支えることであり、通告をもって対応が終わりではなく、通告後の対応も見通して対応することが大切であるからです。

重要

【具体例】

- ・状況によっては、市町村・児童相談所等から、さらに詳しく事情を聴かれることなども想定されます。連携した対応が図られるよう情報提供を速やかに行います。^{※1・※2・※3}
- ・市町村(虐待対応担当課)や児童相談所と協議の結果、在宅での支援となった場合、注意深く見取っていくとともに、状況によっては当該児童生徒の対応に関して学校として留意すべき点を市町村(虐待対応担当課)や児童相談所に確認することなどが考えられます。
- ・児童相談所が一時保護を行い、当該児童生徒が学校へ通学できなくなった場合、一時保護所等での学習機会の確認の他、学習機会の充実のために必要な対応、出欠扱い等を検討する必要があります。^{※2・※4}

【参照資料】

- ・※1 児童虐待の防止等に関する法律 第13条の4
- ・※2 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月改訂版,文部科学省) p.28,29
- ・※3 「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」(平成31年2月28日,内閣府・文部科学省・厚生労働省)
- ・※4 「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について(通知)」(平成27年7月31日,文部科学省)

Q8

市町村(虐待対応担当課)等へ通告した後、保護者への通告の説明は誰が行うのでしょうか。

A8

保護者に対する対応方法について市町村(虐待対応担当課)や児童相談所との間で事前に綿密な協議を行った上で、説明を行います。

どのような点に留意して協議すればよいでしょうか。

通告機関(学校等)から先に通告の事実を保護者に告知するかしないかなど、保護者に対する対応方法は、通告機関と通告先(市町村等)が事前に綿密な協議を行うとされています。

学校から通告した場合、通告をした機関が特定される可能性が高いため、通告機関である学校から先に通告の事実を保護者に告知するかしないかを協議・確認するなど通告先(市町村等)との間での協議が重要となります。

重要

なお、市町村等と相談・協議する際は、以下のルール等に留意します。

【市町村(虐待対応担当課)等と相談・協議する際の留意点】(※ 下記の根拠資料参照)

- ・保護者から情報元(虐待を認知するに至った端緒や経緯)に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととする。「新たなルール」)
- ・学校等又はその設置者からは通告の事実を保護者に伝えないようにすること。
- ・教職員、教育委員会等は、通告したことや、児童相談所や市町村との連絡内容等を、その保護者に対してであれ漏らしてはいけません。
- ・児童虐待の有無を調査・確認したりその解決に向けた対応方針の検討を行ったり、保護者に指導・相談・支援したりするのは権限と専門性を有する児童相談所や市町村(虐待対応担当課)である。
- ・児童相談所等と連携して対応すること。

【参照資料】

- ・「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月改訂版,文部科学省) p.3,34,35
- ・「子ども虐待対応の手引き」(平成25年8月改正版,厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課) p.43
- ・「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」(平成31年2月28日,内閣府・文部科学省・厚生労働省)